

大学共同利用機関法人人間文化研究機構暫定再任用職員就業規則

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

規 程 第 1 6 7 号

令和 6 年 1 月 2 9 日改正

令和 7 年 2 月 2 5 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法第 8 9 条に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する暫定再任用職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において暫定再任用職員とは、次条の規定に該当し、次に掲げる者とする。

- 一 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間規程」という。）第 2 条第 1 項に定める職員の所定勤務時間と同一の時間勤務の職に再任用される者
- 二 所定勤務時間に比し短時間の勤務の職に再任用される者

(暫定再任用職員の任用)

第 3 条 機構長は、次に掲げる者のうち、その者の定年退職日相当日から年齢 6 5 年に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日（以下「年齢 6 5 年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を任用しようとする職（指定職を除く。以下同じ。）に係る定年に達している者を、暫定再任用職員に採用（以下「暫定再任用」という。）することができる。

- 一 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 条第 2 号及び第 3 号に定める職員（本機構以外の組織から人事交流により受け入れた職員を除く。）で、職員就業規則第 2 0 条第 1 項第 2 号の規定により退職した者
 - 二 大学共同利用機関法人人間文化研究機構再任用職員就業規則（平成 1 6 年 4 月 1 日規程第 1 8 号）の規定による再任用職員（以下「再任用職員」という。）として勤務した後退職した者
- 2 前項に掲げるほか、機構長は、次に掲げる者が再任用を希望する場合は、機構長が特に必要であると認めた者について、再任用することができる。
- 一 職員就業規則第 3 条第 2 号及び第 3 号に定める職員（本機構以外の組織から人事交

流により受け入れた職員を除く。)で、本機構以外の組織の課長級職員に登用された後、当該組織で前号と同等の規定により退職した者

二 国立大学法人、大学共同利用機関法人、その他人事交流により異動した組織を前項と同等の規定により退職した者

3 機構長は、前項及び前々項の者のうち、任用する職の定年退職日相当日を経過している者を当該職に任用することができず、暫定再任用職員のうち、昇任し、降任し、又は配置換する職に係る定年退職日相当日を経過している暫定再任用職員を当該職に昇任し、降任し、又は配置換することができない。

4 機構長は、暫定再任用職員を、常時勤務を要する職に任用、昇任、降任、又は配置換することができない。

第2章 任免・任期

(選考)

第4条 暫定再任用職員の任用は、従前の勤務実績その他の以下の各号に定める情報に基づく選考による。

一 職員就業規則第12条、大学共同利用機関法人人間文化研究機構定年前再任用短時間勤務職員就業規則（以下「定年前再任用短時間勤務職員就業規則」という。）第7条に規定する勤務実績その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無、その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、再任用を希望する者が、職員就業規則第20条第1項各号（第1号を除く）、第21条第1項及び第2項のいずれかに該当する場合、若しくは機構長の要請により期間を定めて異動した組織において当該組織の職員就業規則等に規定するそれと同等の定めに該当する場合は、再任用しない。

3 機構長は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者（以下「暫定再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示しなければならない。当該暫定再任用希望者の任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

4 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 暫定再任用を行う職に係る職務内容

二 暫定再任用を行う日及び任期の末日

三 暫定再任用に係る勤務地

四 暫定再任用をされた場合の給与

五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、機構長が必要と認める事項

(任期)

第5条 暫定再任用職員の契約期間は、一事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内の期間とし、契約を更新することができるものとする。

2 前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における第7条に規定する勤務実績その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績に基づき良好である場合に行うことができる。

3 機構長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

(労働条件の明示)

第6条 機構長は、再任用をしようとする者に対し、あらかじめ、職員就業規則第9条に規定する事項を記載した文書を交付する。

(勤務評定)

第7条 機構長は、人間文化研究機構における事務系職員の人事評定に関する実施規程を準用して、暫定再任用職員の勤務実績について評定を実施する。

(配置換)

第8条 機構長は、業務の都合により暫定再任用職員に配置換を命じることができる。

2 配置換を命じられた暫定再任用職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(退職)

第9条 暫定再任用職員が次の各号の一に該当した場合は退職とし、暫定再任用職員としての身分を失う。

- 一 退職を願い出て機構長から承認された場合
- 二 任期を満了した場合
- 三 死亡した場合

2 暫定再任用職員の退職について、本規則に定めがあるもののほか必要な事項は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職規程を準用する。

(解雇)

第10条 暫定再任用職員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

2 その他暫定再任用職員が次の各号の一に該当するときは解雇することができる。

- 一 勤務実績又は業務能率が著しく良くない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
 - 四 組織の再編、統合または縮小等の事由により剰員を生じた場合
 - 五 天災事変その他やむを得ない事由により、事業継続が不可能となった場合
 - 六 その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合
- 3 暫定再任用職員の解雇について、本規則に定めがあるもののほか必要な事項は、別に定める大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員解雇規程を準用する。

(人事異動通知書の交付)

- 第11条 機構長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、暫定再任用職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。
- 一 暫定再任用を行う場合
 - 二 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合
- 2 人事異動通知書において、本規則に定めがあるもののほか必要な事項は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員任免規程を準用する。

第3章 勤務及び休暇等

(勤務時間)

- 第12条 暫定再任用職員の勤務時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。
- 一 職員勤務時間規程第2条第1項に定める職員の所定勤務時間と同一の時間勤務の職に再任用される者
 - 二 休憩時間を除き、1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内で、機構長が定める勤務の職に再任用される者

(年齢60年以上退職者の年次休暇の承継)

- 第13条 年齢60年に達した日以後に職員退職規程（平成16年4月1日規程第27号）の規定により退職をした者の内、暫定再任用の対象となる者（以下「年齢60年以上退職者」という。）の退職日の翌日に暫定再任用職員となった者の年次休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間を承継する。

(年次休暇の日数)

- 第14条 第2条第1項第1号に掲げる暫定再任用職員の年次休暇の日数は、職員就業規則第3条第2号及び第3号に規定する職員の例に準ずる。

2 第2条第1項第2号に掲げる暫定再任用職員の年次休暇年次休暇の日数は、1の年（1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

イ 斉一型短時間勤務職員（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）にあつては、20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

ロ 不斉一型短時間勤務職員（斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）にあつては、155時間に不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

二 当該年の中途において、新たに暫定再任用職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員

イ 斉一型短時間勤務職員にあつては、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数

ロ 不斉一型短時間勤務職員にあつては、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の下欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。

3 年次休暇（この項及び次条の規定により繰り越されたものを除く。）は、1の年度における年次休暇の20日（前項第1号又は第2号に掲げる暫定再任用職員にあつては、同条の規定による日数）を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

4 前条の規定により年次休暇を承継した暫定再任用職員（第3条第1項第1号に掲げる者に限る）については、当該任用開始の属する年に限り付与しない。

（年次休暇の届出）

第15条 年次休暇は、暫定再任用職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、機構長が暫定再任用職員の届け出た時季に休暇を与えることが業務の正常な運営に支障を生じると認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

2 年次休暇（1の年における付与日数が10日以上である場合に限る。）の日数のうち5日（当該年の中途において新たに暫定再任用職員となった者に対しては、当該年の付与日から次の1の年の末日までの期間において、当該期間の月数を12で除した数に5を乗じた日数。）については、1の年内に、暫定再任用職員ごとにその時季を定めることにより与えるものとする。その他、詳細は労働基準法その他の法令の定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により年次休暇を承認した場合においては、当該承認した年次休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。当該年

の中途において新たに暫定再任用職員となった者に対しては、当該年の付与日から次の1の年の末日までの期間において、当該期間の月数を12で除した数に5を乗じた日数。)分については、時季を定めることにより与えることを要しないものとする。

- 4 労働者の過半数代表者との間に協定を締結したときは、その労使協定の定める時季に計画的に取得させることがある。
- 5 年次休暇は、先に付与した休暇から取得するものとする。
- 6 年次休暇の手続きに関する事項について、本規則に定めがあるもののほか必要な事項は、別に定める大学共同利用機関法人人間文化研究機構勤務時間及び休暇等の手続きに関する細則による。

(その他)

第16条 本規則に定めるほか、暫定再任用職員の勤務時間及び休暇等について必要な事項は職員勤務時間規程を準用する。

第4章 給与

(暫定再任用職員の本給月額)

第17条 本給月額は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第5条第4項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容に係る規定により適用される職務の級に応じ次に掲げる額をもって当該職員の本給月額とする。

- 一 第2条第1項第1号に掲げる者 別表第3に掲げる基準本給月額
- 二 第2条第1項第2号に掲げる者 別表第3に掲げる基準本給月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

(給与の改定)

第18条 暫定再任用職員は、原則として一任期期間内においては給与の変更は行わないものとする。ただし、機構長は国の給与水準の変更等により、機構の給与表の改定を行うことがあり、これに伴って暫定再任用職員の給与が改定されることがある。

(諸手当)

第19条 暫定再任用職員に支給される手当は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域手当
- 二 広域異動手当
- 三 通勤手当
- 四 単身赴任手当
- 五 超過勤務手当

- 六 休日給
- 七 夜勤手当
- 八 宿日直手当
- 九 期末手当
- 十 勤勉手当
- 十一 住居手当

2 次の各号に掲げる場合を除き、前条に定める諸手当の支給に関しては、職員給与規程に定める職員の例に準ずるものとする。

- 一 通勤のため交通用具等を使用する第2条第2号に掲げる者のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない暫定再任用職員に対する通勤手当の月額、通常の場合の月額から、その額に100分の50を減じて得た額とする。
- 二 第2条第1項第2号に掲げる者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する超過勤務手当は、所定の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100とする。
- 三 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の70を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の職員給与規程第24条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 四 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

（給与の支給日及び支払）

第20条 本給及び諸手当の支給に関しては、職員給与規程に定めに準ずるものとする。

（退職手当の不支給）

第21条 暫定再任用職員には退職手当を支給しない。

第4章 雑則

（職員就業規則の準用）

第22条 職員就業規則のうち、第22条（誠実義務）、第23条（職務専念義務）、第24条（職務専念義務免除期間）、第25条（職場規律）、第26条（遵守事項）、第27条（職員の倫理）、第28条（ハラスメントに関する措置）、第29条（入所禁止または退所）、第34条（研修）、第35条（表彰）、第36条（懲戒）、第37条（訓告等）、第38条（安全・衛生管理）、第41条（出張）、第42条（旅費）、第43条（業務上

の災害補償）及び第44条（通勤災害）、第45条（労働福祉事業）の規定は暫定再任用職員にも準用する。

- 2 前項で準用する職員就業規則第36条については、暫定再任用職員が、年齢60年以上退職者となった日までの引き続く職員としての在職期間または定年前再任用短時間勤務職員就業規則及び本規則の規定によりかつて任用されて定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として在職していた期間中、職員就業規則第36条第1項各号（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員としての在職期間においては前項により準用する同規則同条同項各号）のいずれかに該当したときも、同様とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規則は、令和7年2月25日から施行する。ただし、第19条第1項の規定は令和7年4月1日から適用する。

第2条 本規則第19条に規定する期末手当の支給割合については、令和7年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の68.75、12月に支給する場合においては、100分の71.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 この規則の施行日の前日から引き続き本規則の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の別表第3の規定は令和6年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規定は令和6年12月1日から適用する。

別表第 1（第 1 4 条関係）

（令和 6 年 4 月 1 日適用）

在職期間		1 月に達するまでの期間	1 月を超え 2 月に達するまでの期間	2 月を超え 3 月に達するまでの期間	3 月を超え 4 月に達するまでの期間	4 月を超え 5 月に達するまでの期間	5 月を超え 6 月に達するまでの期間	6 月を超え 7 月に達するまでの期間	7 月を超え 8 月に達するまでの期間	8 月を超え 9 月に達するまでの期間	9 月を超え 10 月に達するまでの期間	10 月を超え 11 月に達するまでの期間	11 月を超え 1 年未満の期間
一週間の勤務日の日数	5 日	2 日	3 日	5 日	7 日	8 日	10 日	12 日	13 日	15 日	17 日	18 日	20 日
	4 日	1 日	3 日	4 日	5 日	7 日	8 日	9 日	11 日	12 日	13 日	15 日	16 日
	3 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日
	2 日	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	7 日	8 日

別表第 2（第 1 4 条関係）

（令和 6 年 4 月 1 日適用）

在職期間		1 月に達するまでの期間	1 月を超え 2 月に達するまでの期間	2 月を超え 3 月に達するまでの期間	3 月を超え 4 月に達するまでの期間	4 月を超え 5 月に達するまでの期間	5 月を超え 6 月に達するまでの期間	6 月を超え 7 月に達するまでの期間	7 月を超え 8 月に達するまでの期間	8 月を超え 9 月に達するまでの期間	9 月を超え 10 月に達するまでの期間	10 月を超え 11 月に達するまでの期間	11 月を超え 1 年未満の期間
1 週間当たりの勤務時間	30 時間を超え 31 時間以下	1 日	3 日	4 日	5 日	7 日	8 日	9 日	11 日	12 日	13 日	15 日	16 日
	29 時間を超え 30 時間以下	1 日	3 日	4 日	5 日	6 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	14 日	15 日
	28 時間を超え 29 時間以下	1 日	2 日	4 日	5 日	6 日	7 日	9 日	10 日	11 日	12 日	14 日	15 日
	27 時間を超え 28 時間以下	1 日	2 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日
	26 時間を超え 27 時間以下	1 日	2 日	3 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	14 日
	25 時間を超え 26 時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日
	24 時間を超え 25 時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日

23 時間を超え 24 時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日
22 時間を超え 23 時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日
21 時間を超え 22 時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	9 日	10 日	11 日
20 時間を超え 21 時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日
19 時間を超え 20 時間以下	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	9 日	10 日
18 時間を超え 19 時間以下	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	7 日	8 日	9 日	10 日
17 時間を超え 18 時間以下	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	9 日
16 時間を超え 17 時間以下	1 日	1 日	2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	7 日	7 日	8 日	9 日
15 時間を超え 16 時間以下	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日	8 日	8 日
14 時間を超え 15 時間以下	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	6 日	7 日	8 日
13 時間を超え 14 時間以下	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	7 日
12 時間を超え 13 時間以下	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
11 時間を超え 12 時間以下	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日	6 日	6 日
10 時間を超え 11 時間以下	1 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日	6 日
10 時間	1 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日

別表第3（第17条関係）

適用日：令和6年4月1日

級	本給表	一般職本給表（一） 給与月額
		円
1級		192,000
2級		219,500
3級		260,000
4級		279,700